

社会福祉法人富山市社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人富山市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬及び賞与を支給する。
- (2) 通勤手当については嘱託職員及び臨時職員の就業等に関する規程第7条の規定に準ずる額。
- (3) 非常勤役員については、報酬を支給しない。

ただし、交通費の実費については本会役員等の費用弁償に関する規程に基づき費用弁償額を支払うことができる。

2 常勤役員に対する退職手当は支給しない。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、富山市の再雇用職員の報酬基準に準じる。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬等については、毎月15日とする。その日が休日にあたる時は繰り上げて支給する。
- (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
- (3) 報酬等は本人の指定する本人口座に振り込むものとする。
- (4) 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人から申し出があった時には、立替金、積立金を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。